

国自安第 24 号
国自旅第 54 号
国自整第 35 号
令和 5 年 5 月 31 日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

} 殿

自動車局 安全政策課長
旅客課長
整備課長
(公 印 省 略)

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、「旅客自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について（平成 14 年 1 月 30 日付け国自総第 446 号、国自旅第 161 号、国自整第 149 号）」の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、事務処理上、遺漏なきよう取り計らわれたい。

○旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について（平成 14 年 1 月 30 日付け国自総第 446 号、国自旅第 161 号、国自整第 149 号）

※本文のみ

| 改 正 | 現 行 |
|---|--|
| <p>制 定 平成 14 年 1 月 30 日 国自総第 446 号 国自旅第 161 号 国自整第 149 号</p> <p><u>最終改正 令和 5 年 5 月 31 日 国自安第 24 号</u> <u>国自旅第 54 号</u> <u>国自整第 35 号</u></p> | <p>制 定 平成 14 年 1 月 30 日 国自総第 446 号 国自旅第 161 号 国自整第 149 号</p> <p><u>最終改正 令和 5 年 3 月 31 日 国自安第 154 号</u> <u>国自旅第 572 号</u> <u>国自整第 278 号</u></p> |
| <p><u>第 15 条の 2 特定自動運行保安員の業務等</u></p> <p><u>(1) 特定自動運行保安員の選任（第 1 項）</u></p> <p><u>「事業計画の遂行に十分な数の特定自動運行保安員」については、事業の形態が千差万別であるため、一概に、統一的かつ定量的な基準を定めることは困難であるが、各事業者における特定自動運行旅客運送の形態を十分考慮して、適切な数の特定自動運行保安員を選任するよう指導すること。なお、1 人の特定自動運行保安員が複数台の特定自動運行事業用自動車の運行の業務に従事することとして差し支えない。</u></p> <p><u>また、特定自動運行保安員は、運行管理者、整備管理者、運転者、道路交通法第 75 条の 19 第 2 項に規定する特定自動運行主任者及び同法第 75 条の 19 第 3 項に規定する現場措置業務実施者を兼務することとして差し支えない。この場合において、特定自動運行保安員は、自らが業務に従事する特定自動運行事業用自動車の運行管理を行う運行管理者を兼務することはできない。</u></p> <p><u>なお、1 台の特定自動運行事業用自動車の運行の業務を複数の特定自動運行保安員で分担し、運行することは可能であり、例えば、1 台の特定自動運行事業用自動車の運行の業務に関し、ある特定自動運行保安員が日常点検に係る業務を、他の特定自動運行保安員が日常点検に係る業務以外の業務を行う等、複数の特定自動運行保安員が 1 台の特定自動運行事業用自動車の運行の業務に従事することとして差し支えない。</u></p> <p><u>(2) 特定自動運行旅客運送を行うために必要な基本的措置（第 2 項）</u></p> <p><u>本項の趣旨は、運転者が存在する場合と同等の輸送の安全等を確保しつつ、特</u></p> | <p><u>(新設)</u></p> |

定自動運行旅客運送を行うために必要な基本的措置を規定するものである。

(3) 特定自動運行旅客運送を行う場合の体制（第3項）

特定自動運行旅客運送を行う事業者は、自らの責任の下、運転者が乗務している場合と同等の輸送の安全等を確保することが求められる。したがって、特定自動運行旅客運送を行う場合にあっては、以下の事項が遵守されるよう事業者に対し指導すること。

① 特定自動運行旅客運送に係る運行管理の体制

特定自動運行旅客運送を行う旅客自動車運送事業者は、特定自動運行事業用自動車の運行管理に関し、以下の事項を遵守する必要がある。

イ 特定自動運行事業用自動車の運行中は、電話その他の方法（携帯電話、業務無線等により特定自動運行保安員と直接対話できるものでなければならず、電子メール、FAX等一方的な連絡方法は該当しない。）を用いて、特定自動運行保安員に対し必要な指示等を行える連絡体制を整備しなければならないこと。

ロ 一般乗合旅客自動車運送事業者（乗車定員10人以下の事業用自動車の運行のみを行う営業所を除く。）及び一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の形態上、長距離又は大量旅客輸送が想定され、異常気象、特定自動運行保安員の体調変化等の発生時に運行の中止等の判断、指示等に伴う調整が必要となることから、イの規定に加えて、特定自動運行事業用自動車の運行中少なくとも一人の運行管理者は、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業の特定自動運行事業用自動車の運行業務に従事せずに、異常気象、特定自動運行保安員の体調変化等の発生時速やかに運行の中止等の判断、指示等を行える体制を整備しなければならないこと。

② 旅客の安全確保に係る措置

特定自動運行事業用自動車に乗車する旅客には、走行中は移動しないことや、座席ベルト着用義務のある座席においては座席ベルトを着用すること等が求められる。このため、旅客自動車運送事業者は、旅客の安全確保に係る以下の事項又はこれらと同様の対応を行う必要がある。

イ 走行中の旅客の移動の防止

走行中は旅客が立ち上がったたり、移動したりしないよう、また、立客については、つり革等につかまるよう、特定自動運行保安員又は自動音声装

置によるアナウンスで要請すること。

ロ 座席ベルトの着用

座席ベルトを着用するよう、特定自動運行保安員又は自動音声装置によるアナウンスで要請すること。

なお、旅客が座席ベルトを装着していない場合において、特定自動運行保安員に対し、旅客が座席ベルトを装着していない旨を警報する装置を使用することとして差し支えない。

③ 遠隔監視業務等を外部委託する場合の措置

事業者が、法第 35 条の規定に基づき、特定自動運行事業用自動車の運行の管理や遠隔監視等を外部委託する場合においても、委託元である事業者（以下本規定において「委託者」という。）には、関係者の責務及び役割の分担を明確化した上で、特定自動運行旅客運送を実施する体制を構築することが求められる。このため、外部委託を伴う特定自動運行旅客運送を行う場合にあっては、委託者及び受託者に対し、以下の事項を遵守させる必要がある。

イ 委託者は、特定自動運行事業用自動車の運行に関する状況を遅滞なく、かつ、適切に把握・判断し、必要な指示及び旅客への連絡を行うことができる体制・設備を整備すること。

ロ 受託者は、運行中断・事故発生時等、委託者の指示が必要となる場合において、遅滞なく委託者に指示を仰ぐことができる体制・設備を整備すること。

ハ 受託者は、委託者との間で締結した特定自動運行事業用自動車の運行の業務に係る契約に基づく乗降口の扉の開閉や事故時の初動対応等の定型業務を除き、特定自動運行事業用自動車の運行の業務に係る判断及び対応を行わないこと。

ニ 委託者及び受託者は、緊急時にも確実な指示のやり取り等が行えるよう、双方間における連絡系統に冗長性を持たせるものとし、かつ、緊急時の連絡方法等について予め定めておくこと。

④ 同時に対応すべき事象が発生した場合の体制

特定自動運行事業用自動車に不具合が発生した場合にあっては、特定自動運行保安員が運行の業務に従事する当該特定自動運行事業用自動車を含む全ての特定自動運行用事業用自動車の運行を一律に停止させる必要がある。

一方、(1)のとおり、1人の特定自動運行保安員が複数台の特定自動運行事業用自動車の運行の業務に従事することも可能としているが、例えば、以下のような事例においては、関係する特定自動運行事業用自動車の運行を一律に停止するための措置を講ずる必要はないことに留意されたい。

<事例>

特定自動運行保安員 A 及び B の 2 者を選任し、それぞれが複数台の特定自動運行事業用自動車の運行の業務に従事している場合において、特定自動運行保安員 A が運行の業務に従事する特定自動運行事業用自動車のうち、一部の特定自動運行事業用自動車に不具合が発生し、業務が適切に行えない場合であって、同時に対応すべき事象が発生した場合に、不具合等が発生していない他の特定自動運行事業用自動車の運行の業務を特定自動運行保安員 B に安全に引き継ぐことができるとき。

(4) 運行中断・事故発生時等における措置（第4項）

特定自動運行保安員が遠隔から業務を行う場合においては、特に事故発生時における応急手当について、運転者が乗務している場合と異なる措置を講ずることが求められる。したがって、特定自動運行旅客運送を行う場合にあっては、事業者は、すみやかな応急手当を実施するために必要かつ適切な方法について検討する必要がある。なお、事業の形態が千差万別であるため、一概に、統一的な基準を定めることは困難であるが、例えば、以下の措置を講じることが推奨される。

① 適切な応急手当の方法に関する特定自動運行保安員への指導

特定自動運行保安員がすみやかな応急手当を実施できるよう、当該特定自動運行保安員に対し、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」（平成5年3月30日 消防救第41号）に基づく上級救命講習又は応急手当普及員講習を受講させること。

② 特定自動運行事業用自動車への応急手当用品の搭載

特定自動運行事業用自動車内に自動体外式除細動器（Automated External Defibrillator：AED）その他の応急手当に必要な用品を搭載すること。

③ 応急手当実施時における旅客等への協力の要請

特定自動運行保安員その他の従業員が特定自動運行事業用自動車に乗車していない状況において事故が発生した場合には、旅客又は歩行者等の交通参加者に応急手当の協力を求めること。

なお、旅客への協力の依頼については、事業者の運送約款へ明記することが望ましい。

(5) 禁止行為（第6項）

本条第6項第1号については、特定自動運行事業用自動車に備え付けられた運行状況の把握に係る装置の判断に基づき、運行時刻前に発車しないこととして差し支えない。

なお、特定自動運行事業用自動車に備え付けられた運行状況の把握に係る装置を用いて特定自動運行事業用自動車の運行の業務を行う場合にあつては、日常点検の実施の際に当該装置の作動状況について点検又はその確認をすること。

(6) 特定自動運行保安員の遵守事項（第8項）

同条第7号及び第9号の乗降口の扉の開閉については、特定自動運行保安員が遠隔から車室内及び車室外の状況を把握できるカメラ及びセンサー等を活用しつつ旅客の状況を確認して扉を開閉することが必要であるが、旅客その他周囲の交通の安全が確保されることを前提として、特定自動運行事業用自動車に備え付けられた乗降口の扉の開閉に係る装置の判断に基づき、自動で乗降口の扉を開閉すること又は旅客自ら乗降口の扉の開閉を行うこととして差し支えない。

なお、特定自動運行事業用自動車に備え付けられた上記の判断に係る装置を用いて特定自動運行事業用自動車の運行の業務を行う場合にあつては、日常点検の実施の際に当該装置の作動状況について点検又はその確認をすること。

(7) 特定自動運行保安員の交替時点検（第10項）

本条第8項第10号に基づく点検の項目は、次に掲げるものであること。ただし、※の項目は、エアブレーキを採用している車両に限る。

○ブレーキの効きが十分であること。

○タイヤ空気圧が適当であること。

○灯火装置及び方向指示器の点灯又は点滅状態が不良でないこと。

※空気圧力の上がり具合が不良でないこと。

※ブレーキバルブからの排気音が正常であること。

なお、これらの項目について、遠隔での点検が可能な設備が備わっている場合には、当該設備を使用した点検を行うこととして差し支えない。

(1) 勤務時間及び乗務時間（第1項）

事業者が運転者（個人事業主、同居の親族及び法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下「事業主等」という。）が運転する場合には、当該者を含む。）の勤務時間及び乗務時間を定めるときの具体的な基準は、「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1675号。以下「勤務時間等基準告示」という。）のほか、「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の特例について」（平成元年3月1日付け基発第92号）及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」（平成元年3月1日付け基発第93号）とする。なお、事業主等が運転者として選任される場合の拘束時間は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）で定める労使協定の締結により延長することができる範囲を超えないものとする。

(2) 営業所等の休憩施設及び睡眠・仮眠施設（第2項）

① 休憩施設又は睡眠・仮眠施設が設けられている場合であっても、次のいずれかに該当する施設は、「有効に利用することができる施設」に該当しない例とする。

イ. 運転者、車掌その他の乗務員及び特定自動運行保安員（以下「乗務員等」という。）が実際に休憩、睡眠又は仮眠を必要とする場所に設けられていない施設

ロ・ハ （略）

②～④ （略）

(3) 営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合の睡眠施設（第3項）

① 睡眠施設が設けられている場合であっても、次のいずれかに該当する施設は、「有効に利用することができる施設」に該当しない例とする。

イ. 運転者が実際に睡眠を必要とする場所に設けられていない施設

ロ・ハ （略）

②～④ （略）

(4) 酒気を帯びた状態にある乗務員等の業務禁止（第4項）

(1) 勤務時間及び乗務時間（第1項）

事業者が運転者（個人事業主、同居の親族及び法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下「事業主等」という。）が運転する場合には、当該者を含む。）の勤務時間及び乗務時間を定めるときの具体的な基準は、「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1675号。以下「勤務時間等基準告示」という。）のほか、「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の特例について」（平成元年3月1日付け基発第92号）及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」（平成元年3月1日付け基発第93号）とする。なお、事業主等が運転者として選任される場合の拘束時間は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）で定める労使協定の締結により延長することができる範囲を超えないものとする。

(2) 営業所等の休憩施設及び睡眠・仮眠施設（第2項）

① 休憩施設又は睡眠・仮眠施設が設けられている場合であっても、次のいずれかに該当する施設は、「有効に利用することができる施設」に該当しない例とする。

イ. 乗務員が実際に休憩、睡眠又は仮眠を必要とする場所に設けられていない施設

ロ・ハ （略）

(3) 営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合の睡眠施設（第3項）

① 睡眠施設が設けられている場合であっても、次のいずれかに該当する施設は、「有効に利用することができる施設」に該当しない例とする。

イ. 乗務員が実際に睡眠を必要とする場所に設けられていない施設

ロ・ハ （略）

②～④ （略）

(4) 酒気を帯びた状態にある乗務員の業務禁止（第4項）

(5) 健康状態の把握及び疾病・疲労・睡眠不足等のある 乗務員等 の 業務禁止 (第 5 項)

① 「健康状態の把握」とは、乗務員等 (事業主等が 事業用自動車の運行の業務に従事 する場合には、当該者を含む。) が受診する労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号) 第 66 条第 1 項に定める健康診断及び同条第 4 項の指示を受けて行うべき健康診断を行うこと並びに同条第 5 項ただし書きの場合において 乗務員等 が受診する健康診断の受診結果を提出させることをいう。

② (略)

(6) 交替運転者の配置 (第 6 項)

| 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準について | | |
|-----------------------------|---|--|
| | 高速乗合バスの交替運転者の配置基 | 貸切バスの交替運転者の配置基 |
| (1)～(3) (略) | (略) | (略) |
| (4) 乗務中の体調報告 | 次のイ又はロの運行を行う場合にあっては、それぞれイ又はロに掲げる実車距離において、運転者は所属する営業所の運行管理者又は補助者 (この表において「運行管理者等」という。) に電話等で連絡し、体調報告を行うとともに、当該運行管理者等はその結果を記録し、かつ、その記録を 1 年間保存しなければならない。 <u>なお、当該記録については書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行</u> | 次のイ又はロの運行を行う場合にあっては、それぞれイ又はロに掲げる実車距離において、運転者は所属する営業所の運行管理者等に電話等で連絡し、体調報告を行うとともに、当該運行管理者等はその結果を記録し、かつ、その記録を 1 年間保存しなければならない。 <u>なお、当該記録については書面による記録・保存を行うことができるものとする。</u> |

(5) 健康状態の把握及び疾病・疲労・睡眠不足等のある 乗務員 の 乗務禁止 (第 5 項)

① 「健康状態の把握」とは、乗務員 (事業主等が 乗務 する場合には、当該者を含む。) が受診する労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号) 第 66 条第 1 項に定める健康診断及び同条第 4 項の指示を受けて行うべき健康診断を行うこと並びに同条第 5 項ただし書きの場合において 乗務員 が受診する健康診断の受診結果を提出させることをいう。

② (略)

(6) 交替運転者の配置 (第 6 項)

| 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準について | | |
|-----------------------------|---|--|
| | 高速乗合バスの交替運転者の配置基 | 貸切バスの交替運転者の配置基 |
| (1)～(3) (略) | (略) | (略) |
| (4) 乗務中の体調報告 | 次のイ又はロの運行を行う場合にあっては、それぞれイ又はロに掲げる実車距離において、運転者は所属する営業所の運行管理者又は補助者 (この表において「運行管理者等」という。) に電話等で連絡し、体調報告を行うとともに、当該運行管理者等はその結果を記録し、かつ、その記録を 1 年間保存しなければならない。 <u>。</u> | 次のイ又はロの運行を行う場合にあっては、それぞれイ又はロに掲げる実車距離において、運転者は所属する営業所の運行管理者等に電話等で連絡し、体調報告を行うとともに、当該運行管理者等はその結果を記録し、かつ、その記録を 1 年間保存しなければならない。 <u>。</u> |

| | | |
|---------|----------------------|---------|
| | <u>うことができるものとする。</u> | |
| | イ・ロ (略) | イ・ロ (略) |
| (5) (略) | (略) | (略) |

(7) 乗務員等の体調変化時等における措置（第7項）

① 本項の趣旨は、事業用自動車の運行中に生じた乗務員等の体調変化等により安全な運行の継続に支障が生ずるおそれがあるときは、旅客自動車運送事業者は当該運行の状況の適切な把握等を行い、輸送の安全確保を最も優先して、乗務員等に対する運行の中止、休憩の確保、運行計画の変更の指示等、必要な措置を講じなければならないことを義務付けたものである。

当該趣旨を踏まえ、運転者等が第15条の2第8項第2号又は第50条第1項第3号の3に規定する申出を円滑に行えるような環境づくりに努めるよう、旅客自動車運送事業者に対し指導すること。

② (略)

第24条 点呼等

(1) 業務前、業務途中及び業務後の点呼等の実施（第1項から第3項まで）

① 「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で業務を開始又は終了するため、業務前点呼又は業務後点呼を運転者等が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいい、車庫と当該車庫を所管する営業所が離れている場合、早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当しない。

ただし、一般乗合旅客自動車運送事業及び道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第21条第2号による許可を受けた一般貸切旅客自動車運送事業について事業用自動車の車庫が営業所から「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条第1号の規定に基づき運輸大臣が定める地域及び運輸大臣が定める距離」（平成3年運輸省告示第340号）第1項の表の上欄に掲げる地域ごとに同表の下欄中ただし書きに掲げる距離にある場合であ

| | | |
|---------|---------|---------|
| | | |
| | イ・ロ (略) | イ・ロ (略) |
| (5) (略) | (略) | (略) |

(7) 乗務員の体調変化時等における措置（第7項）

① 本項の趣旨は、事業用自動車の運行中に生じた乗務員の体調変化等により安全な運転の継続に支障が生ずるおそれがあるときは、旅客自動車運送事業者は当該運行の状況の適切な把握等を行い、輸送の安全確保を最も優先して、乗務員に対する運行の中止、休憩の確保、運行計画の変更の指示等、必要な措置を講じなければならないことを義務付けたものである。

当該趣旨を踏まえ、運転者が第50条第1項第3号の3に規定する申出を円滑に行えるような環境づくりに努めるよう、旅客自動車運送事業者に対し指導すること。

② (略)

第24条 点呼等

(1) 業務前、業務途中及び業務後の点呼等の実施（第1項から第3項まで）

① 「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で業務を開始又は終了するため、業務前点呼又は業務後点呼を運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいい、車庫と当該車庫を所管する営業所が離れている場合、早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当しない。

ただし、一般乗合旅客自動車運送事業及び道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第21条第2号による許可を受けた一般貸切旅客自動車運送事業について事業用自動車の車庫が営業所から「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条第1号の規定に基づき運輸大臣が定める地域及び運輸大臣が定める距離」（平成3年運輸省告示第340号）第1項の表の上欄に掲げる地域ごとに同表の下欄中ただし書きに掲げる距離にある場合であ

って、運転者等が営業所以外の地で業務を開始又は終了することとなることにより、業務前点呼又は業務後点呼を所属する営業所において対面で実施できない勤務となる場合は、「運行上やむを得ない場合」として取り扱って差し支えないが、運行の安全を確保するうえで、対面による点呼が重要であることから、運行管理者等を派遣するなどできる限り対面で実施するよう指導すること。

また、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合等、必要に応じて運行管理者等を車庫へ派遣して点呼を行う等、対面点呼を確実に実施するよう指導すること。

②～④ (略)

⑤ ③の方法による点呼を実施する場合は、以下に定めるところにより行うものとする。

(i)・(ii) (略)

(iii) 遠隔点呼を実施する場合等における運輸支局長等への届出関係

ア 遠隔点呼を実施しようとする事業者には、遠隔点呼実施営業所及び被遠隔点呼実施営業所を管轄する運輸支局長等に、当該点呼実施予定日の原則10日前までに別紙3の届出書を提出するよう指導すること。

イ 提出した届出書の記載内容を変更しようとする事業者には、変更の実施に先立ち、遠隔点呼実施営業所及び被遠隔点呼実施営業所を管轄する運輸支局長等に別紙4の届出書を提出するよう指導すること。

ウ 遠隔点呼の実施を終了しようとする事業者は、遅滞なく、遠隔点呼実施営業所及び被遠隔点呼実施営業所を管轄する運輸支局長等に別紙5の届出書を提出するよう指導すること。

(iv) (略)

(v) 業務後自動点呼を実施する場合等における運輸支局長等への届出関係

ア 業務後自動点呼を実施しようとする事業者には、業務後自動点呼実施営業所を管轄する運輸支局長等に、当該点呼実施予定日の原則10日前までに別紙6の届出書を提出するよう指導すること。

イ 提出した届出書の記載内容を変更しようとする事業者には、変更の実施に先立ち、業務後自動点呼実施営業所を管轄する運輸支局長等に別紙7の届出書を提出するよう指導すること。

ウ 業務後自動点呼の実施を終了しようとする事業者は、遅滞なく、業務後

って、運転者等が営業所以外の地で業務を開始又は終了することとなることにより、業務前点呼又は業務後点呼を所属する営業所において対面で実施できない勤務となる場合は、「運行上やむを得ない場合」として取り扱って差し支えないが、運行の安全を確保するうえで、対面による点呼が重要であることから、運行管理者等を派遣するなどできる限り対面で実施するよう指導すること。

また、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合等、必要に応じて運行管理者等を車庫へ派遣して点呼を行う等、対面点呼を確実に実施するよう指導すること。

②～④ (略)

⑤ ③の方法による点呼を実施する場合は、以下に定めるところにより行うものとする。

(i)・(ii) (略)

(iii) 遠隔点呼を実施する場合等における運輸支局長等への届出関係

ア 遠隔点呼を実施しようとする事業者には、当該点呼を実施しようとする営業所を管轄する運輸支局長等に、当該点呼実施予定日の原則10日前までに別紙3の届出書を提出するよう指導すること。

イ 提出した届出書の記載内容を変更しようとする事業者には、変更の実施に先立ち、遠隔点呼を実施している営業所を管轄する運輸支局長等に別紙4の届出書を提出するよう指導すること。

ウ 遠隔点呼の実施を終了しようとする事業者は、遅滞なく、当該点呼を実施している営業所を管轄する運輸支局長等に別紙5の届出書を提出するよう指導すること。

(iv) (略)

(v) 業務後自動点呼を実施する場合等における運輸支局長等への届出関係

ア 業務後自動点呼を実施しようとする事業者には、当該点呼を実施しようとする営業所を管轄する運輸支局長等に、当該点呼実施予定日の原則10日前までに別紙6の届出書を提出するよう指導すること。

イ 提出した届出書の記載内容を変更しようとする事業者には、変更の実施に先立ち、業務後自動点呼を実施している営業所を管轄する運輸支局長等に別紙7の届出書を提出するよう指導すること。

ウ 業務後自動点呼の実施を終了しようとする事業者は、遅滞なく、当該点

自動点呼実施営業所を管轄する運輸支局長等に別紙 8 の届出書を提出するよう指導すること。

(2)・(3) (略)

第 25 条 **業務記録**

本条は、**乗務員等の業務**の実態を把握することを目的とするものであることから、次の要領により**業務**の記録を行い、過労の防止等**業務**の適正化の資料として十分活用するよう指導すること。

(1) **事業用自動車の運行の業務**は、原則として**乗務員等**が所属営業所を出て所属営業所に戻るまで継続しているとみるが、**運転者**がその途中 8 時間以上事業用自動車を離れた場合又は**乗務員等が業務**を交替して下車して事業用自動車に関する業務から解放された場合は、そこで**業務**が終了したとみなして処理すること。

(2) (略)

(3) 路線を定めて定期的に運行するものにあつては、**業務**の開始・終了の地点、主な経過地点、**事業用自動車の運行の業務に従事**した距離についての記載は当該事業用自動車の運行ダイヤ番号又はその他の表示をもって代えることができる。

(4)・(5) (略)

(6) 第 2 項及び第 3 項の「旅客が乗車した区間」とは、個々の契約毎に最初に旅客が乗車した地点と最後に旅客が降車した地点間をいうものであり、**乗務員等**以外に添乗員等のみを運送した区間は含まれない。

(7) **業務**記録の記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができる。

第 26 条 運行記録計による記録

(1) 本条は、運行管理の適正化を図るため、一般旅客自動車運送事業者に対し、当該営業所に属する**運転者等の業務**につき、運行記録計による記録を義務付けるとともに、記録の整理方法を定めたものである。従って、この趣旨に則り、記録の解析と運行管理面への活用について、十分指導すること。

呼を実施している営業所を管轄する運輸支局長等に別紙 8 の届出書を提出するよう指導すること。

(2)・(3) (略)

第 25 条 **乗務記録**

本条は、**乗務員の乗務**の実態を把握することを目的とするものであることから、次の要領により**乗務**の記録を行い、過労の防止等**乗務**の適正化の資料として十分活用するよう指導すること。

(1) **乗務**は、原則として**乗務員**が所属営業所を出て所属営業所に戻るまで継続しているとみるが、**乗務員**がその途中 8 時間以上事業用自動車を離れた場合又は**乗務**を交替して下車して事業用自動車に関する業務から解放された場合は、そこで**乗務**が終了したとみなして処理すること。

(2) (略)

(3) 路線を定めて定期的に運行するものにあつては、**乗務**の開始・終了の地点、主な経過地点、**乗務**した距離についての記載は当該事業用自動車の運行ダイヤ番号又はその他の表示をもって代えることができる。

(4)・(5) (略)

(6) 第 2 項及び第 3 項の「旅客が乗車した区間」とは、個々の契約毎に最初に旅客が乗車した地点と最後に旅客が降車した地点間をいうものであり、**乗務員**以外に添乗員等のみを運送した区間は含まれない。

(7) **乗務**記録の記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができる。

第 26 条 運行記録計による記録

(1) 本条は、運行管理の適正化を図るため、一般旅客自動車運送事業者に対し、当該営業所に属する**運転者の乗務**につき、運行記録計による記録を義務付けるとともに、記録の整理方法を定めたものである。従って、この趣旨に則り、記録の解析と運行管理面への活用について、十分指導すること。

(2) (略)

(3) 第2項は、一般乗用旅客自動車運送事業者に対する義務付けについて規定するものであるが、地域ごとの運行の管理の状況を考慮して地方運輸局長が指定する地域に義務付け対象を限定するとともに、指定地域内であっても、運行の態様等を考慮して地方運輸局長が認める場合には義務付け対象から除外している。

なお、詳細については、「一般乗用旅客自動車運送事業に係る運行記録計による記録について」（平成18年9月25日付国自総第269号、国自旅第116号）を参照されたい。

また、個人タクシー事業者を除外したのは、事業の形態が事業者即運転者等であるため、このような方法によらなくても運行管理が可能であることによるものであるが、自ら運行管理を適確に行うため、運行記録計を積極的に装着することが望ましい。

(4) 運行記録計による記録の整理方法は、「運転者等ごと」としているが、これは、運行管理面での活用を図る上から運転者等ごとに整理するのが適当であると考えられることによるものである。なお、記録の整理保存については、記録紙等に年月日、自動車登録番号等、運転者等の氏名を必ず記入等させるとともに、走行キロ、運行時間等に関する総括的記載事項についてもなるべく記入等させるよう指導することが望ましい。

第26条の2 事故の記録

(1) 記録の作成時期は、当該事故発生後30日以内とすること。

記録の保存期間は、当該事故発生後3年間とすること。なお、当該記録については書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができるものとする。

(2) (略)

(3) 記録は、事故報告規則別記様式を活用して行って差し支えない。この場合、第5号の「事故の当事者（乗務員等を除く。）の氏名」を付記させること。

第27条 運行基準図等

(1) (略)

(2) (略)

(3) 第2項は、一般乗用旅客自動車運送事業者に対する義務付けについて規定するものであるが、地域ごとの運行の管理の状況を考慮して地方運輸局長が指定する地域に義務付け対象を限定するとともに、指定地域内であっても、運行の態様等を考慮して地方運輸局長が認める場合には義務付け対象から除外している。

なお、詳細については、「一般乗用旅客自動車運送事業に係る運行記録計による記録について」（平成18年9月25日付国自総第269号、国自旅第116号）を参照されたい。

また、個人タクシー事業者を除外したのは、事業の形態が事業者即運転者であるため、このような方法によらなくても運行管理が可能であることによるものであるが、自ら運行管理を適確に行うため、運行記録計を積極的に装着することが望ましい。

(4) 運行記録計による記録の整理方法は、「運転者ごと」としているが、これは、運行管理面での活用を図る上から運転者ごとに整理するのが適当であると考えられることによるものである。なお、記録の整理保存については、記録紙等に年月日、自動車登録番号等、運転者名を必ず記入等させるとともに、走行キロ、運行時間等に関する総括的記載事項についてもなるべく記入等させるよう指導することが望ましい。

第26条の2 事故の記録

(1) 記録の作成時期は、当該事故発生後30日以内とすること。

記録の保存期間は、当該事故発生後3年間とすること。

(2) (略)

(3) 記録は、事故報告規則別記様式を活用して行って差し支えない。この場合、第5号の「事故の当事者（乗務員を除く。）の氏名」を付記させること。

第27条 運転基準図等

(1) (略)

(2) 第1項第5号の「必要な事項」とは、同項第4号に掲げる箇所を通過するときの注意事項、道路付近の学校、病院等の位置その他当該道路における運行上の注意事項をいう。

(3) 第2項の「主な停留所」とは、起点及び終点の停留所、乗降客の多い停留所並びに運行上必要な停留所等をいい、「当該停留所の発車時刻及び到着時刻」については、発車時刻と到着時刻との間隔が短いものにあつては、発車時刻をもって代表として差し支えなく、「その他運行に必要な事項」とは、運行区間、走行距離及び安全運行を図るための注意事項等をいう。

第28条の2 運行指示書による指示等

(1) (略)

(2) 第1項第4号の「旅客が乗車する区間」とは、個々の契約毎に最初に旅客が乗車する地点と最後に旅客が降車する地点間をいうものであり、乗務員等以外に添乗員等のみを運送する区間は含まれない。

(3) (略)

第35条 運転者の選任等

第36条 運転者の選任等

(1) 第1項の趣旨は、労働条件の安定を図ることにより、運行の安全の確保と旅客サービスの改善に資するため、日雇い又はこれに類する不安定な労働条件の下に雇い入れられる者を旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者等として選任し及び事業用自動車の運行の業務に従事させてはならないこととしたものである。

(2) 第1項の施行に関し留意すべき点は、次のとおりである。

① 各号に掲げる者については、いかなる場合にも旅客自動車運送事業の運転者等として選任し及び事業用自動車の運行の業務に従事させてはならない。

② 第4号に掲げる者については、第1号から第3号までの脱法行為として利用されるおそれがあることから、選任禁止の対象とされているものであるが、解釈上留意すべき点は、次のとおりである。

イ～ハ (略)

(2) 第1項第5号の「必要な事項」とは、同項第4号に掲げる箇所を通過するときの注意事項、道路付近の学校、病院等の位置その他当該道路における運転上の注意事項をいう。

(3) 第2項の「主な停留所」とは、起点及び終点の停留所、乗降客の多い停留所並びに運行上必要な停留所等をいい、「当該停留所の発車時刻及び到着時刻」については、発車時刻と到着時刻との間隔が短いものにあつては、発車時刻をもって代表として差し支えなく、「その他運行に必要な事項」とは、運転区間、走行距離及び安全運行を図るための注意事項等をいう。

第28条の2 運行指示書による指示等

(1) (略)

(2) 第1項第4号の「旅客が乗車する区間」とは、個々の契約毎に最初に旅客が乗車する地点と最後に旅客が降車する地点間をいうものであり、乗務員以外に添乗員等のみを運送する区間は含まれない。

(3) (略)

第35条 運転者の選任

第36条 運転者の選任

(1) 第1項の趣旨は、労働条件の安定を図ることにより、運行の安全の確保と旅客サービスの改善に資するため、日雇い又はこれに類する不安定な労働条件の下に雇い入れられる者を旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者として選任し及び乗務させてはならないこととしたものである。

(2) 第1項の施行に関し留意すべき点は、次のとおりである。

① 各号に掲げる者については、いかなる場合にも旅客自動車運送事業の運転者として選任し及び乗務させてはならない。

② 第4号に掲げる者については、第1号から第3号までの脱法行為として利用されるおそれがあることから、選任禁止の対象とされているものであるが、解釈上留意すべき点は、次のとおりである。

イ～ハ (略)

(3)～(5) (略)

第 37 条 乗務員等台帳並びに乗務員証及び保安員証

本条の趣旨は、第 36 条において一定の要件を満たさない者について旅客自動車運送事業用自動車の運転者等として選任することを禁止したが、これらの違反を防止するとともに個々の運転者等の状況を適確に把握するため、事業者に対し、乗務員等台帳の作成を義務付けるとともに、一般乗用旅客自動車運送事業者に対しては、事業用自動車に乗務する運転者に乗務員証の携行を義務付けるものである。

(1) 乗務員等台帳の作成・記載 (第 1 項)

- ① 第 1 号の運転者等ごとの作成番号及び台帳の編てつの順序は、選任の順によるものとし、事業者ごと (2 以上の営業所を有する場合にあっては、営業所ごと。) に一連の番号を付すものとし、枝番号を付しあるいは番号の重複することがないようにさせること。なお、暦年別に番号を更新するときは暦年の表示が、営業所別に別の番号を付する場合には営業所の表示が記号等により容易に理解できることが望ましい {例えば、14 (暦年) - 丸の内 (営業所) - 033 (運転者)}。なお、転任、退職等により運転者等でなくなった者に付した作成番号は、永久に欠番とするものとし、これを再使用してはならない。
- ② 第 5 号の運転免許に関する事項については、個々の運転者の状況を適確に把握する観点から、当該事項に変更が生じた場合には、直ちに乗務員等台帳に当該変更事項を記載させること。
- ③ (略)
- ④ 第 7 号の「事故を引き起こした場合」とは、原則として、当該運転者等が当該事故の発生に最も大きな責任を有する場合 (いわゆる第一当事者である場合) を指し、明らかにいわゆる第二当事者以下の当事者である場合は記載しなくてよい。当該運転者等が第一当事者であるかどうか直ちに判断することができない場合は、第一当事者であるかどうか判断を保留する旨を付して記載させること。この場合、後に自動車保険の支払査定、示談又は裁判等の結果により第一当事者であるかどうかの判断をすることができたときに、その旨を記載するとともに、その判断の根拠とした資料の写しを添付させること。
- ⑤ 第 7 号の「事故を引き起こした場合」には、第 26 条の 2 に基づく当該事故の記録の作成に併せて乗務員等台帳に事故の発生日時、事故の発生場所及び事故

(3)～(5) (略)

第 37 条 乗務員台帳及び乗務員証

本条の趣旨は、第 36 条において一定の要件を満たさない者について旅客自動車運送事業用自動車の運転者として選任することを禁止したが、これらの違反を防止するとともに個々の運転者の状況を適確に把握するため、事業者に対し、乗務員台帳の作成を義務付けるとともに、一般乗用旅客自動車運送事業者に対しては、事業用自動車に乗務する運転者に乗務員証の携行を義務付けるものである。

(1) 乗務員台帳の作成・記載 (第 1 項)

- ① 第 1 号の運転者ごとの作成番号及び台帳の編てつの順序は、選任の順によるものとし、事業者ごと (2 以上の営業所を有する場合にあっては、営業所ごと。) に一連の番号を付すものとし、枝番号を付しあるいは番号の重複することがないようにさせること。なお、暦年別に番号を更新するときは暦年の表示が、営業所別に別の番号を付する場合には営業所の表示が記号等により容易に理解できることが望ましい {例えば、14 (暦年) - 丸の内 (営業所) - 033 (運転者)}。なお、転任、退職等により運転者でなくなった者に付した作成番号は、永久に欠番とするものとし、これを再使用してはならない。
- ② 第 5 号の運転免許に関する事項については、個々の運転者の状況を適確に把握する観点から、当該事項に変更が生じた場合には、直ちに乗務員台帳に当該変更事項を記載させること。
- ③ (略)
- ④ 第 7 号の「事故を引き起こした場合」とは、原則として、当該運転者が当該事故の発生に最も大きな責任を有する場合 (いわゆる第一当事者である場合) を指し、明らかにいわゆる第二当事者以下の当事者である場合は記載しなくてよい。当該運転者が第一当事者であるかどうか直ちに判断することができない場合は、第一当事者であるかどうか判断を保留する旨を付して記載させること。この場合、後に自動車保険の支払査定、示談又は裁判等の結果により第一当事者であるかどうかの判断をすることができたときに、その旨を記載するとともに、その判断の根拠とした資料の写しを添付させること。
- ⑤ 第 7 号の「事故を引き起こした場合」には、第 26 条の 2 に基づく当該事故の記録の作成に併せて乗務員台帳に事故の発生日時、事故の発生場所及び事故の

の概要（損害の程度を含む。）を記載させること。この場合、当該事故の記録の写しを添付するか、又は、事故の発生日時及び損害の程度を乗務員等台帳に記載し、それ以外については当該事故の記録の作成番号等容易に事故の記録を参照できるようにするための情報を記載することで代えることができる。

⑥ 第8号の「道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合」には、通知の内容及び、乗務員台帳に違反の種別、年月日及び場所を記載させること。また、通知がない場合であっても、運転者が事業用自動車の運行中に道路交通法の規定に違反して処分された場合には、極力自主的に運転者から事業者へ報告させ、報告があったときには、同様に乗務員台帳にその概要を記載するよう指導すること。

⑦ 第9号の「運転者等の健康状態」については、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第51条の規定に基づいて作成された健康診断個人票又は同令第51条の4に基づく健康診断の結果の通知の写しを添付することで足りる。

⑧ 乗務員等台帳の作成については、国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第5条第1項の規定により、書面の作成に代えて乗務員等台帳に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

(2) 乗務員等台帳の保存（第2項）

運転者等でなくなった者に係る乗務員等台帳は、3年間の保存が必要であるが、運転者等でなくなった年月日及び理由の記載は朱書きとすることが望ましい。また、国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第3条第1項の規定により、書面の保存に代えて乗務員等台帳に係る電磁的記録の保存を行うことができる。

(3) 乗務員証の作成・記載、携行・返還（第3項）

①・② （略）

③ 乗務員証の記載事項は、第1号から第4号までに掲げる事項であり、その記載は正確を期することは当然であるが、これらのうち第1号の作成番号については、(1)①の当該運転者の乗務員等台帳の作成番号と同一のものとする。ただし、乗務員証の印刷等を事業者団体等に委託する場合にあっては、同一でなくてもよいこととする。

概要（損害の程度を含む。）を記載させること。この場合、当該事故の記録の写しを添付するか、又は、事故の発生日時及び損害の程度を乗務員台帳に記載し、それ以外については当該事故の記録の作成番号等容易に事故の記録を参照できるようにするための情報を記載することで代えることができる。

⑥ 第7号の「道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合」には、通知の内容及び、乗務員台帳に違反の種別、年月日及び場所を記載させること。また、通知がない場合であっても、運転者が事業用自動車の運行中に道路交通法の規定に違反して処分された場合には、極力自主的に運転者から事業者へ報告させ、報告があったときには、同様に乗務員台帳にその概要を記載するよう指導すること。

⑦ 第8号の「運転者の健康状態」については、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第51条の規定に基づいて作成された健康診断個人票又は同令第51条の4に基づく健康診断の結果の通知の写しを添付することで足りる。

⑧ 乗務員台帳の作成については、国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第5条第1項の規定により、書面の作成に代えて乗務員台帳に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

(2) 乗務員台帳の保存（第2項）

運転者等でなくなった者に係る乗務員台帳は、3年間の保存が必要であるが、運転者等でなくなった年月日及び理由の記載は朱書きとすることが望ましい。また、国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第3条第1項の規定により、書面の保存に代えて乗務員台帳に係る電磁的記録の保存を行うことができる。

(3) 乗務員証の作成・記載、携行・返還（第3項）

①・② （略）

③ 乗務員証の記載事項は、第1号から第4号までに掲げる事項であり、その記載は正確を期することは当然であるが、これらのうち第1号の作成番号については、(1)①の当該運転者の乗務員台帳の作成番号と同一のものとする。ただし、乗務員証の印刷等を事業者団体等に委託する場合にあっては、同一でなくてもよいこととする。

- ④ (略)
- ⑤ 写真については、乗務員等台帳と同じものを「はり付け」させること。
- ⑥～⑧ (略)
- (4) (略)

第 38 条 従業員に対する指導監督

(1) 第 1 項及び第 2 項に基づく運転者に対する指導監督は、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成 13 年国土交通省告示第 1676 号。以下「指導監督指針」という。)により実施されなければならない。

また、第 6 項に基づく従業員に対する指導監督は、「旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 6 項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成 18 年国土交通省告示第 1088 号。以下「指導監督措置告示」という。)及び安全マネジメント等実施通達により実施するよう指導すること。

(2) 第 1 項に基づく指導監督の内容の記録は、具体的に記録するとともに、指導監督に使用した資料の写し等を添付されなければならない。なお、当該記録については書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができるものとする。

(3)～(13) (略)

(14) 指導監督指針第一章 2(1)⑩の「安全性の向上を図るための装置」とは、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置その他の先進技術を利用して運転者の安全運転を支援する装置をいう。

(15) 指導監督指針第一章 3(3)後段の規定に基づき、ドライブレコーダーの記録を利用して指導及び監督の内容に係る運転者の習得の程度の確認を行う場合は、当該運転者に対して実施した指導及び監督の内容に応じて、適切な運行経路及び時間帯の 6 分間程度のドライブレコーダーの記録を確認するものとする。また、当該規定中「速やかに」とは、やむを得ない場合を除き、当該運転者に対する指導監督指針第一章 2(2)①の指導及び監督の実施後、2 週間を超えない適切な時期とする。

(16) 指導監督指針第二章 2(1)⑦及び(2)⑦の規定に基づく安全運転の実技に関する

- ④ (略)
- ⑤ 写真については、乗務員台帳と同じものを「はり付け」させること。
- ⑥～⑧ (略)
- (4) (略)

第 38 条 従業員に対する指導監督

(1) 第 1 項及び第 2 項に基づく運転者に対する指導監督は、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成 13 年国土交通省告示第 1676 号。以下「指導監督指針」という。)により実施されなければならない。

また、第 5 項に基づく従業員に対する指導監督は、「旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 5 項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成 18 年国土交通省告示第 1088 号。以下「指導監督措置告示」という。)及び安全マネジメント等実施通達により実施するよう指導すること。

(2) 第 1 項に基づく指導監督の内容の記録は、具体的に記録するとともに、指導監督に使用した資料の写し等を添付されなければならない。

(3)～(13) (略)

(14) 指導監督指針第一章 2(2)①の「安全性の向上を図るための装置」とは、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置その他の先進技術を利用して運転者の安全運転を支援する装置をいう。

(15) 指導監督指針第一章 3(3)後段の規定に基づき、ドライブレコーダーの記録を利用して指導及び監督の内容に係る運転者の習得の程度の確認を行う場合は、当該運転者に対して実施した指導及び監督の内容に応じて、適切な運行経路及び時間帯の 6 分間程度のドライブレコーダーの記録を確認するものとする。また、当該規定中「速やかに」とは、やむを得ない場合を除き、当該運転者に対する指導監督指針第一章 2(2)②の指導及び監督の実施後、2 週間を超えない適切な時期とする。

(16) 指導監督指針第二章 2(1)⑦及び(2)⑦の規定に基づく安全運転の実技に関する

る指導において、雪道又は夜間の運行を行う運転者にあつては、必要に応じてそれらの運行経路又は時間帯においても指導を行う必要がある。

また、安全運転の実技における訓練用自動車のドライブレコーダーの記録並びに運行記録計で記録した瞬間速度、運行距離及び運行時間の記録を3年間保存させること。なお、当該記録については書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができるものとする。ただし、一運転者に対して安全運転の実技に係る指導を20時間以上実施した場合にあつては、保存する記録は20時間分で足りる。

(17)～(21) (略)

(22) なお、第1項、第2項及び第6項は個人タクシー事業者にも適用されるものであり、個人タクシー事業者は、指導監督指針、指導監督措置告示等を踏まえ、自ら事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために必要な運転に関する技能の習得・改善及び知識の習得・充実、輸送の安全に関する基本方針の制定等の措置を講じなければならない。

(23) 第3項に基づく特定自動運行保安員に対する指導監督は、関係法令に基づき特定自動運行保安員が遵守すべき事項に関する知識のほか、特定自動運行の安全を確保するために必要な知識を習得させなければならない。また、指導監督の内容の記録は、具体的に記録するとともに、指導及び監督に使用した資料の写し等を添付するよう指導すること。なお、当該記録については書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができるものとする。

第40条 指導要領及び指導主任者

(1)・(2) (略)

(3) 指導監督に関する記録(第3項)

本項の記録は、第36条第2項の規定による新たに雇い入れた者に対する旅客サービスに関する指導及び第39条の規定による運転者に対する旅客サービスに関する指導監督のいずれについても記録することが必要なものである。なお、当該記録については書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができるものとする。

る指導において、雪道又は夜間の運行を行う運転者にあつては、必要に応じてそれらの運行経路又は時間帯においても指導を行う必要がある。

また、安全運転の実技における訓練用自動車のドライブレコーダーの記録並びに運行記録計で記録した瞬間速度、運行距離及び運行時間の記録を3年間保存させること。ただし、一運転者に対して安全運転の実技に係る指導を20時間以上実施した場合にあつては、保存する記録は20時間分で足りる。

(17)～(21) (略)

(22) なお、第1項、第2項及び第5項は個人タクシー事業者にも適用されるものであり、個人タクシー事業者は、指導監督指針、指導監督措置告示等を踏まえ、自ら事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために必要な運転に関する技能の習得・改善及び知識の習得・充実、輸送の安全に関する基本方針の制定等の措置を講じなければならない。

(新設)

第40条 指導要領及び指導主任者

(1)・(2) (略)

(3) 指導監督に関する記録(第3項)

本項の記録は、第36条第2項の規定による新たに雇い入れた者に対する旅客サービスに関する指導及び第39条の規定による運転者に対する旅客サービスに関する指導監督のいずれについても記録することが必要なものである。

第 48 条 運行管理者の業務

- (1)・(2) (略)
- (3) 第 1 項第 14 号に基づき、乗務員証を携行させ、及び返還させるのは、業務前及び業務後の点呼の際が適当と考えられるが、その励行を確保するため、点呼等の記録に記入するよう指導すること。
- (4) (略)

第 50 条 運転者

本条第 1 項第 8 号に基づく点検の項目は、次に掲げるものであること。ただし、※の項目は、エアブレーキを採用している車両に限る。

○ブレーキの効きが十分であること。

○タイヤ空気圧が適当であること。

○灯火装置及び方向指示器の点灯又は点滅状態が不良でないこと。

※空気圧力の上がり具合が不良でないこと。

※ブレーキバルブからの排気音が正常であること。

附 則 (令和 5 年 5 月 31 日付け国自安第 24 号、国自旅第 54 号、国自整第 35 号)
改正後の通達は、令和 5 年 5 月 31 日から施行する。

第 48 条 運行管理者の業務

- (1)・(2) (略)
- (3) 第 1 項第 14 号に基づき、乗務員証を携行させ、及び返還させるのは、乗務前及び乗務後の点呼の際が適当と考えられるが、その励行を確保するため、点呼等の記録に記入するよう指導すること。
- (4) (略)

(新設)

(新設)